

食安発 0830 第 2 号
平成 23 年 8 月 30 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令等について

現在、東日本大震災の被害者の特定権利利益（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。別添 1 参照。）第 3 条第 1 項に規定する特定権利利益をいう。以下同じ。）については、東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 19 号。別添 2 参照。）に基づき、平成 23 年 8 月 31 日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を延長する措置が講じられているところです。

また、厚生労働省においては、法第 3 条第 2 項の規定に基づく告示（平成 23 年厚生労働省告示第 56 号。別添 3 参照。）を制定し、同告示に規定された特定権利利益については、東日本大震災の被害者による当該特定権利利益に係る満了日の延長の申出を必要とせず、一律に満了日を平成 23 年 8 月 31 日まで延長することとする措置を講じたところです。

今般、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の営業の許可等については、平成 23 年 8 月 31 日の翌日以降においても満了日の延長の措置を特に継続して実施する必要があることから、法第 3 条第 4 項の規定に基づく政令（平成 23 年政令第 274 号。別添 4 参照。）を制定し、これらの特定権利利益に係る満了日の延長措置の限度となる期日を平成 24 年 2 月 29 日とする措置が講じられることとなりました。

また、法第 3 条第 1 項の規定に基づく告示（平成 23 年厚生労働省告示第 299

号。別添5参照。)に指定された権利利益・地域については、東日本大震災の被害者による当該特定権利利益に係る満了日の延長の申出を必要とせず、一律に満了日を平成24年2月29日まで再延長することとする措置が講じられるようになりました。

これに伴う食品衛生に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりですので、ご丁知の上、適切な対応方ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

記

第1 対象となる法令の規定

今般の政令により、食品衛生法第52条第1項の規定に基づく営業の許可に関して、有効期間等の満了日の再延長の措置の限度となる期日が定められました。

第2 留意事項

- 1 法第3条第2項の規定に基づく告示(平成23年厚生労働省告示第56号)による措置は、平成23年8月31日までとされていることから、平成23年8月31日の翌日以降において、東日本大震災の被害者が今般の政令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者が、当該者の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面(以下「申請書」という。)による満了日の延長の申出を行う必要があります。

(補足)

- ① 「理由を記載した書面」については、保有する権利利益、東日本大震災の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問いません。また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものとして受理することとして構いません。
- ② 平成23年3月11日から申出日までの間に、既に有効期限の満了を迎えた許可であっても、平成24年2月29日までに書面による申出があり、有効期限の延長が適当であると認められる場合には、平成24年2月29日までの期日を指定して、権利を遡及的に回復させて指定期

日まで許可の期限を延長することができます。(なお、仮に平成24年2月29日の翌日以降、さらに政令により満了日の延長が可能とされた場合には、新たに政令で定める満了日までに東日本大震災の被害者から申出があり、有効期限の延長が適当であると認められる場合には、再び権利を遡及的に回復させて指定期日まで延長することができます。)

- 2 今般、別途告示で指定する区域(福島県内の警戒区域(注1)と計画的避難区域(注2))については、法第3条第1項の規定により、その区域内に在る営業所の許可については、被害者による書面の申出がなくとも一律に平成24年2月29日まで満了日が延長されることとしております。

(注1) 東日本大震災に際し、原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。

(注2) 原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成23年4月22日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。

- 3 今般の政令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、東日本大震災の被害及び影響の大きさ等に鑑み、法第3条第4項に基づく特別な措置を講ずるものであることから、既に東日本大震災の発生前と同様に、食品衛生法により許可の更新を行うことのできるものについては、本政令に基づく延長の措置をとることとはせず、東日本大震災の発生前と同様に、食品衛生法により許可の更新を行うこととしてください。

第3 周知の依頼

上記の措置につきまして、関係者からの問い合わせ等に適切に対応していただくとともに、関係機関及び関係団体等とも連携しつつ、積極的に周知していただけますよう、よろしく願いいたします。

また、避難所への掲示等の方法を通じて、避難している者(他の地域からの避難している者も含む)に対しても、当該措置の周知をしていただけますよう、よろしく願いいたします。ご参考までに、周知のための参考

資料（別添6）を添付いたしますので、適宜ご活用下さい。

以上